

厚生労働省におけるてんかん対策

てんかん地域診療連携体制整備事業

社会・援護局 障害保健福祉部

精神・障害保健課 田中 裕記

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

てんかんについて



てんかんとは

様々な原因によってもたらされる慢性の脳疾患であって、大脳神経細胞の激しい電氣的な乱れ（てんかん発作）を特徴とし、それにさまざまな臨床症状や検査所見がともなうもの

患者数

- 患者調査による推計患者数：21万8千人（平成29年）
- 文献等によれば、てんかんの発症率は0.5～1%との推計もあり、わが国のてんかん患者数は100万人にのぼる可能性がある。
- 平成24年度の厚生労働科学研究において、てんかんの中核群は有病率は千人当たり2.95人、周辺群も含めた有病率は千人当たり7.24人という結果がでており、日本の人口（127,799千人）に当てはめると、中核群で37.7万人、周辺群も含めると最大92.5万人という結果であった。

原因

大きくは症候性てんかんと特発性てんかに分けられる。

- 症候性てんかん
脳に何らかの障害や傷があることによって起こるてんかん
（例）生まれたときの仮死状態や低酸素、脳炎、髄膜炎、脳出血、脳梗塞、脳外傷など
- 特発性てんかん
様々な検査をしても明らかな原因が見つからない、原因不明のてんかん

症状

- 意識の消失
 - 全身を硬直させる「強直発作」
 - ガクガクと全身がけいれんする「間代発作」
 - 体を一瞬ビクッとさせる「ミオクロニー発作」
- など様々な症状を認める

診断

- 発作の種類と症状
 - 脳波検査、脳磁図検査
 - CT、MRI、SPECTなどの脳画像検査
 - 血液検査
- などから総合的に診断する

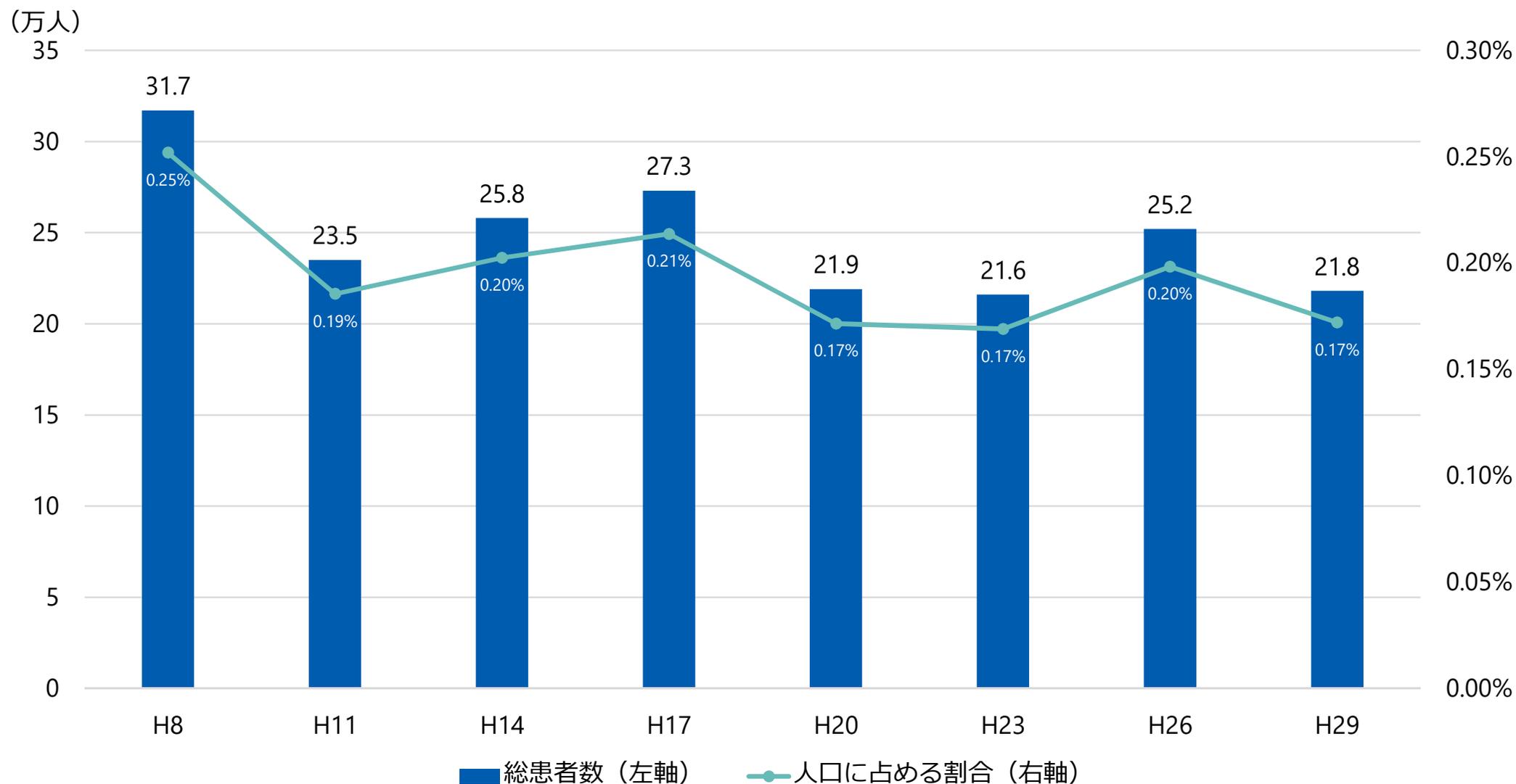
治療

- 抗てんかん薬*の内服が主
- 薬物療法で発作が抑制されない難治性てんかんに対しては、外科手術が検討されることもある
- 精神障害者保健福祉手帳の対象となる

*抗てんかん薬：脳の神経細胞の電氣的な興奮をおさえたり、興奮が他の神経細胞に伝わっていかないようにすることで発作の症状をおさえる薬

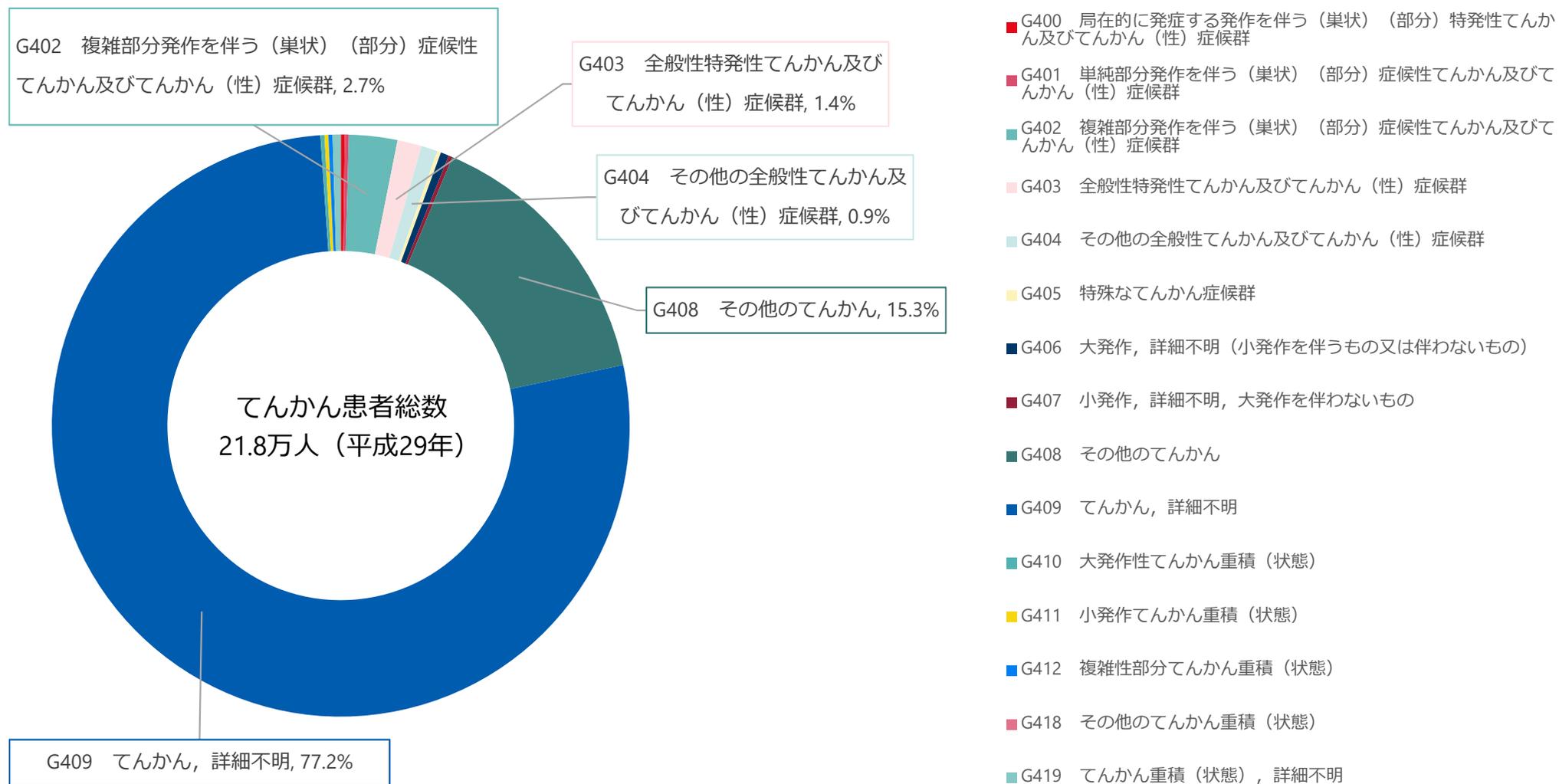
てんかん患者数の経時変化

- 全国で25万人前後（全国人口の0.2%前後）で推移している。



てんかんの傷病別割合

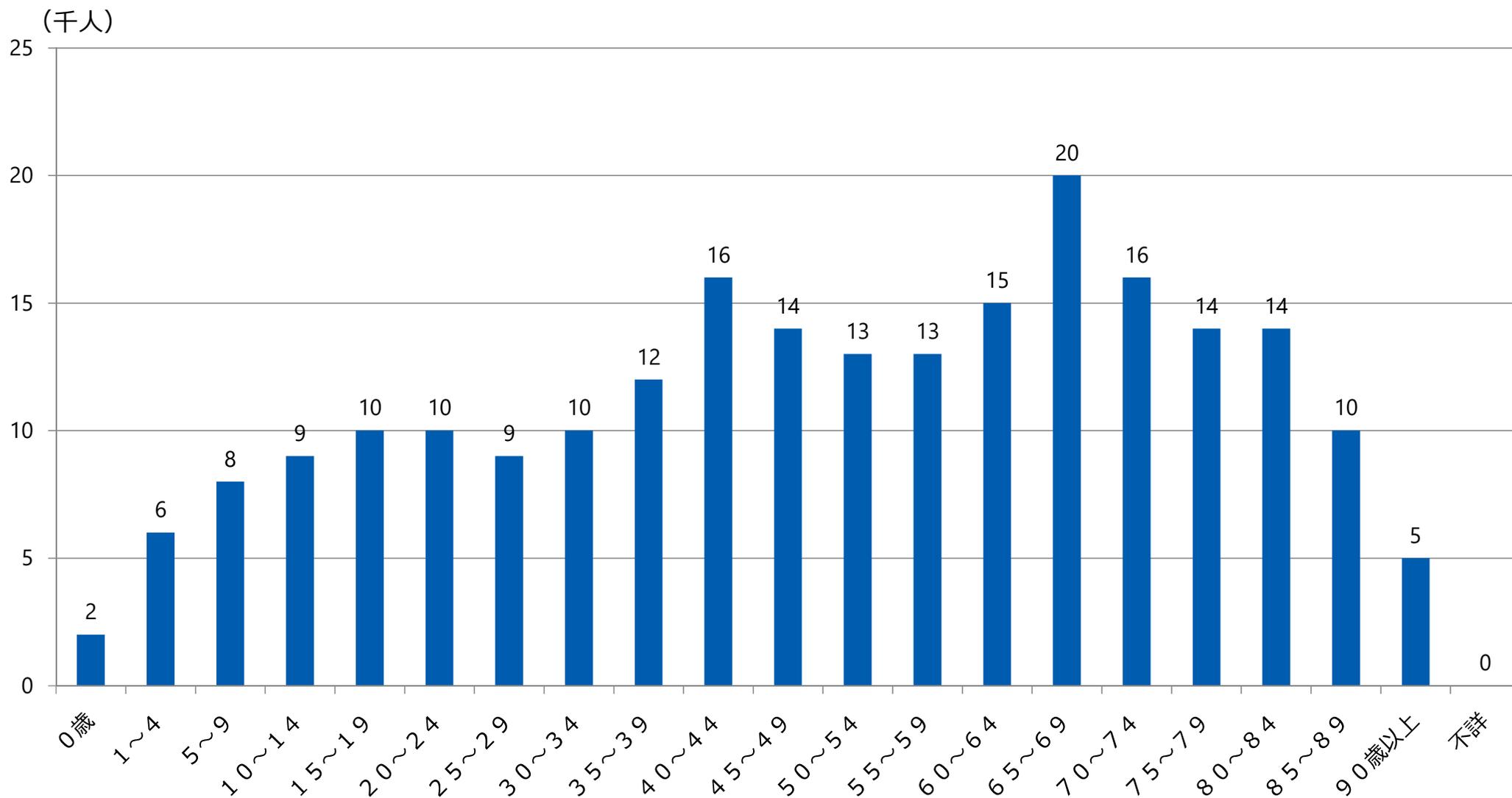
- 詳細不明のてんかん（G40.9）が約8割を占める。



平成29年厚生労働省患者調査（閲覧第95表 総患者数、傷病基本分類）より精神・障害保健課で作成（集計表上の0は0.4千人、-は0人として作図。第94表と第95表は別に推計されているため、合計は一致しない）

てんかんの年齢別患者数

平成29年 患者調査より作成、総数：21.8万人（平成26年 患者総数：25.2万人）



良質かつ適切な精神障害者に対する 医療の提供を確保するための指針

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針

(平成26年3月7日 厚生労働省告示第65号)

三 多様な精神疾患・患者像への医療提供

5 てんかん

- ア てんかん患者は、適切な診断、手術や服薬等の治療によって症状を抑えることができる又は治癒する場合もあり、社会で活動しながら生活することができる場合も多いことから、てんかん患者が適切な服薬等を行うことができるよう、
てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を促進する。
- イ てんかんの診断を行うことができる医療機関の連携を図るため、
専門的な診療を行うことができる体制を整備し、
てんかんの診療ネットワークを整備する。

てんかん地域診療連携体制整備事業

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

てんかん地域診療体制ができた背景と目指したもの

背景

- てんかんの患者は約100万人と推計される一方、地域で必ずしも専門的な医療に結びついていなかった。
- 治療には精神科、脳神経内科、脳神経外科、小児科など複数の診療科で担われているが、有機的な連携がとりづらい状態にあった。
- 一般医療機関・医師にてんかんに関する診療情報等が届きにくく、適切な治療が行われにくい環境にあった。

目指したもの

- 地域で柱となる専門医療機関を整備し、てんかん患者・家族が地域で安心して診療できるようになること。
- 治療に携わる診療科間での連携が図られやすいようにすること。
- 行政機関（国・自治体）が整備に携わることで、医療機関間だけでなく多職種（保健所、教育機関等）間の連携の機会を提供すること。

てんかん地域診療連携体制整備事業

令和3年度予算：17,817千円 → 令和4年度予算：19,092千円

てんかん患者が、地域において適切な支援を受けられるよう、てんかん診療における地域連携の在り方を提示し、てんかん拠点医療機関間のネットワーク強化により全国で均一なてんかん診療を行える体制を整備。

現状と課題

平成30年度からの第7次医療計画により、各都道府県において、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえて、多様な精神疾患等ごとに医療機能を明確化することとされており、国が国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターをてんかん全国支援センターに指定し、都道府県において、てんかんの治療を専門的に行っている医療機関のうち、1か所をてんかん支援拠点病院として指定し、各都道府県のてんかんの医療連携体制の構築に向けて、知見の集積やてんかん診療のネットワーク作り等を引き続き進めていく必要がある。

地域

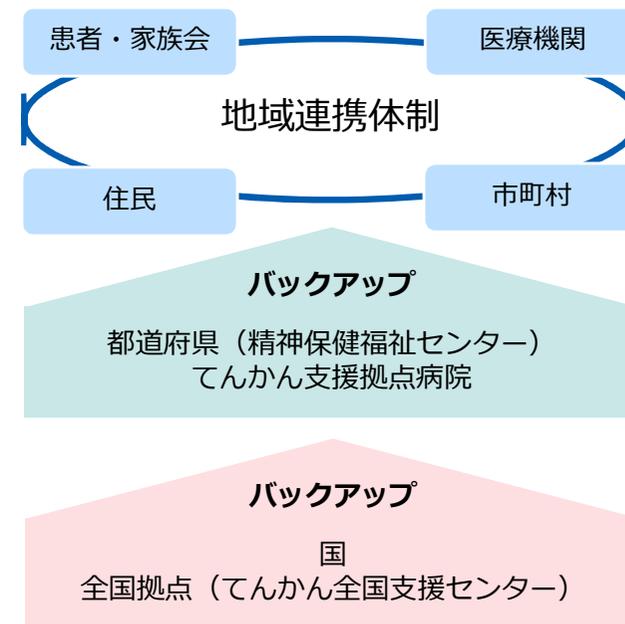
てんかんの特性や支援方法に関する知識が浸透するように取り組むとともに、市町村、医療機関等との連携を深化し、患者・家族への相談支援や啓発のための体制を充実すること等により、適切な医療につながる地域の実現を目指す。

都道府県（精神保健福祉センター、保健所）・てんかん支援拠点病院

第7次医療計画に基づいて、「都道府県拠点機能」「地域連携拠点機能」「地域精神科医療提供機能」を有する医療機関を指定し、都道府県との協働によって、てんかんに関する知識の普及啓発、てんかん患者及びその家族への相談支援及び治療、他医療機関への助言・指導、医療従事者等に対する研修、関係機関との地域連携支援体制の構築のための協議会を開催する。また、てんかん診療支援コーディネーターを配置し、てんかん患者及びその家族に対し、相談援助を適切に実施する。

国・全国拠点（てんかん全国支援センター）

各てんかん診療拠点機関で得られた知見を集積し、てんかん診療における地域連携体制モデルを確立すると共に、都道府県・各診療拠点機関への技術的支援を行う。



期待される成果

1. 地域住民や医療従事者に対して、てんかんに関する正しい知識の普及
2. てんかん診療における地域連携体制構築、てんかん診療の均てん化

事業内容

てんかんの専門医療機関の地域数の増加、まずは三次医療圏（都道府県）の設置を目指し、てんかん支援拠点病院を設置する都道府県に対して国庫補助（1/2）を行う。

主な事業内容

1. てんかん患者・家族の治療及び相談支援
2. てんかん治療医療連携協議会の設置・運営
3. てんかん診療支援コーディネーター（※）の配置
4. 医療従事者（医師、看護師等）等向け研修
5. 市民向けの普及啓発（公開講座、講演、リーフレットの作成等）

※てんかん診療支援コーディネーター

精神障害者福祉に理解と熱意を有し、てんかん患者及びその家族に対し相談援助を適切に実施する能力を有する医療・福祉に関する国家資格を有する者

てんかん支援拠点病院の要件

てんかんの治療を専門に行っている次に掲げる要件を全て満たす医療機関

1. 日本てんかん学会、日本神経学会、日本精神神経学会、日本小児科神経学会、又は日本脳神経外科学会が定める専門医が1名以上配置されていること。
2. 脳波検査やMRIが整備されているほか、発作時ビデオ脳波モニタリングによる診断が行えること。
3. てんかんの外科治療のほか、複数の診療科による集学的治療を行えること。

参画医療機関（令和4年4月時点）

- てんかん全国支援センター（1か所）：国立精神・神経医療研究センター
- てんかん支援拠点病院（23か所）：
北海道（札幌医科大学附属病院）、宮城県（東北大学病院）、茨城県（筑波大学附属病院）、栃木県（自治医科大学附属病院）、群馬県（渋川医療センター）、埼玉県（埼玉医科大学病院）、千葉県（千葉県循環器病センター）、神奈川県（聖マリアンナ医科大学病院）、新潟県（西新潟中央病院）、石川県（浅ノ川総合病院）、山梨県（山梨大学医学部附属病院）、長野県（信州大学医学部附属病院）、静岡県（静岡てんかん・神経医療センター）、愛知県（名古屋大学医学部附属病院）、大阪府（大阪大学医学部附属病院）、奈良県（奈良医療センター）、鳥取県（鳥取大学医学部附属病院）、岡山県（岡山大学病院てんかんセンター）、広島県（広島大学病院）、徳島県（徳島大学病院）、長崎県（長崎医療センター）、鹿児島県（鹿児島大学病院）、沖縄県（沖縄赤十字病院）

てんかん全国支援センター及びてんかん支援拠点病院（令和4年4月時点）

- てんかん全国支援センター：全国1か所
- てんかん支援拠点病院：全国23か所



令和3年度新規設置機関

てんかん地域診療連携体制整備事業の実績（1）

令和3年度予算：17,817千円

てんかん診療支援病院で行う業務

1. てんかん治療医療連携協議会の設置・運営
2. てんかん診療支援コーディネーターの配置
3. てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援及び治療
4. 管内の医療機関等への助言・指導
5. 関係機関（精神保健福祉センター、管内の医療機関、保健所、市町村、福祉事務所、公共職業安定所等）との連携・調整
6. 医療従事者、関係機関職員、てんかん患者及びその家族等に対する研修の実施
7. てんかん患者及びその家族、地域住民等への普及啓発

※てんかん地域診療連携体制整備事業を実施した23自治体のみ掲載

都道府県	拠点病院の名称	令和3年度 事業費（千円）	研修 実施回数	研修の内容	普及啓発の取組
北海道	札幌医科大学 附属病院	375	1回	・二次診療施設（地域におけるてんかん治療の拠点機 関）の選定についての意見交換 ・今後の方向性についての情報共有	・てんかんフォーラムの開催 ・てんかん手帳の作成（てんかんに係る 患者向けの啓発資料）
宮城県	東北大学病院	2,546	11回	難治例の入院精査結果に基づいた症例検討会	ラジオ放送、動画配信サイトでの アーカイブ配信、SNS等の活用、講義・ 講演
茨城県	筑波大学附属病院	500	1回	てんかん基礎講座、保育・教育現場とてんかん	市民公開講座の開催、リーフレットの作 成・配布
栃木県	自治医科大学 附属病院	173	8回	てんかん診療連携体制整備事業の取り組みについて、 てんかんについての知識、こどものてんかんについて	てんかん診療関係者に対する研修会
群馬県	渋川医療センター	200	6回	てんかん診療に係る講演・事例検討（医療従事者向け）	てんかん診療に係る講演等
埼玉県	埼玉医科大学病院	2,644	11回	てんかんの症例に関する内容、脳波判読等	市民公開講座の開催等
千葉県	千葉県 循環器病センター	3,000	2回	Zoomウェビナーによるてんかん研修講座	県民、てんかん患者及びその家族に対す る市民公開講座
神奈川県	聖マリアンナ 医科大学病院	2,800	2回	①「てんかんと薬」 ②「てんかんの診断と治療、手術に向けての検査」	市民公開講座の開催等
新潟県	西新潟中央病院	909	4回	オンデマンド配信によるてんかん研修講座	相談支援・治療、管内の医療機関への助 言・指導、県民向け講演会
石川県	浅ノ川総合病院	31	4回	学校職員、地域住民、医療従事者向け公開講座・セミ ナー	県内のてんかん診療可能な医療施設を調 査、てんかんカンファレンス

てんかん地域診療連携体制整備事業の実績（2）

都道府県	拠点病院の名称	令和3年度 事業費（千円）	研修 実施回数	研修の内容	普及啓発の取組
山梨県	山梨大学 医学部附属病院	197	12回	てんかん専門医育成のための研修も兼ねたカンファレンス	市民セミナー等
長野県	信州大学 医学部附属病院	2,430	12回	てんかん症例検討会	特別支援学校、市民、就労移行支援事業 所等への講座
静岡県	静岡てんかん・神経 医療センター	1,322	0回	※新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	特別支援学校等での講演・セミナー、 パープル・デーに係る活動
愛知県	名古屋大学 医学部附属病院	2,733	1回	医療者のためのてんかん講習会	市民公開講座
奈良県	国立病院機構奈良医 療センター	—	2回	拠点病院の指定を受けて、福祉制度、薬物治療・使用する 薬剤について	パープルデー記念行事等
大阪府	大阪大学 医学部附属病院	959	2回	難治性てんかん、知的障がいを伴うてんかん、小児てんか ん等に関する理解を深めるための研修会	てんかん発作の症状、対処方法や心得な ど初めての人にも知っている人にもわか りやすく学べるセミナーを実施。
鳥取県	鳥取大学 医学部附属病院	1,500	3回	東部：熱性けいれんの初期対応と診療ガイドライン 中部：臨床で出会うてんかんと脳波の活用 西部：大人の痙攣・てんかんの診断と治療	てんかん患者及びその家族等への公開講 座
岡山県	岡山大学病院 てんかんセンター	807	2回	てんかんの基礎的知識と現場での対処法、最新の治療法等 に関する研修会	てんかん月間やパープルデーに院内でポ スター掲示や資料を展示
広島県	広島大学病院	2,258	13回	教育関係者向け：てんかん発作への適切な対応等 医療従事者向け：発作症状、診断と治療等 福祉関係者向け：てんかんに関する理解と支援	市民向けフォーラムの開催、 サンフレッチェ広島との啓発活動等
徳島県	徳島大学病院	500	5回	教育関係者等、就労関連施設向けのてんかん発作時の対応 等に関する研修会	市民公開講座（ケーブルテレビの活用）、 パープルデーのライトアップ、パンフ レットの作成等
長崎県	国立病院機構 長崎医療センター	354	3回	患者家族及び関係者を対象に、てんかんに関する正しい知 識の普及啓発	パープルデー会場での資料・アート展示、 セミナー・講習会のオンライン開催、長 崎てんかん医療福祉ガイドブックの作成
鹿児島県	鹿児島大学病院	174	1回	講演「てんかんとともに暮らす ～よりよい支援のための基礎知識～」	パープルデー時の街頭啓発活動、WEB講 演会等
沖縄県	沖縄赤十字病院	896	2回	症例検討会	ラジオ放送、啓発動画作成

てんかん地域診療体制の成果と課題

成果

- 医療機関以外の他機関（保健所、学校、ハローワークなど）との連携や協力が得られやすくなった。
- 医療・保健・行政の意思疎通がしやすくなり、一次診療・二次診療施設への研修、普及啓発活動が活発になった。
- コーディネータ配置などの契機となり、医療提供以外の取組が進んだ。

課題

- 全都道府県設置に向けての自治体への働きかけ
- 事業拡充に向けた予算の確保
- 日本てんかん学会等の関係学会と連携したコーディネーターの人材確保・資質の向上
- 日本てんかん協会等と連携した一般国民に対しての普及啓発

- 障害児入所施設におけるてんかん患者の診療体制に関する調査（令和3年度）

障害児入所施設におけるてんかん患者の診療体制に関する調査

厚生労働省 令和3年度 障害者総合福祉推進事業（実施事業者：工場市場研究所）

- てんかん支援拠点病院がある都道府県において、支援拠点病院との連携がある施設は45.6%
 - 課題：連携体制の強化（特に情報共有）、オンラインやWEB媒体の活用
- 障害児入所施設において、てんかんと診断されている方は38.3%
 - そのうち抗てんかん薬の投与を受けている方は94.9%（30.0%が単剤）

回収率：41.9%（203/484施設）

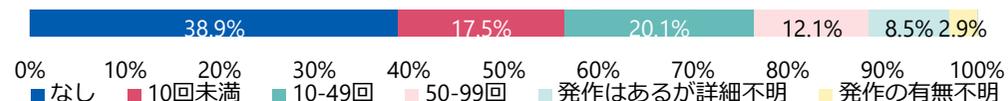
本調査の目的は、障害児入所施設とてんかん支援拠点病院との連携体制や、施設でのてんかん診療の状況について実態を把握と課題の抽出である。

施設におけるてんかんの状況

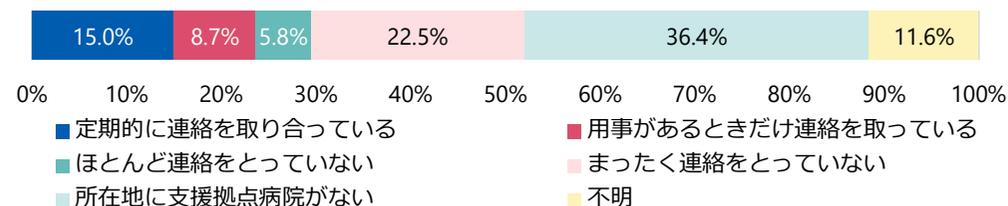
<てんかんを有する入所者>



<直近1年間のてんかん発作回数>



支援拠点病院との連携



<自由記述、ヒアリング（抜粋）>

- 支援拠点病院が施設所在地ある事を知らなかった
- 支援拠点病院を設置し、治療や相談支援を充実させてほしい
- 夜間発作時の対応について、周囲の病院と同連携をとっていくかが課題
- かかりつけの医療機関が、てんかん支援拠点病院の状況をよく把握していない
- 支援拠点病院からアドバイスや講演会等での情報提供があり、助かっている

課題

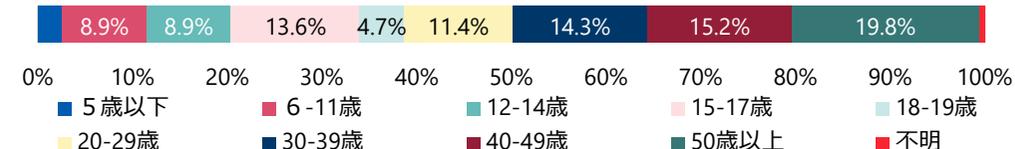
- てんかん診療拠点病院を核とした地域の連携体制の強化
 - 地域間のばらつきや拠点病院がない地域も存在している

施設におけるてんかんの診療状況

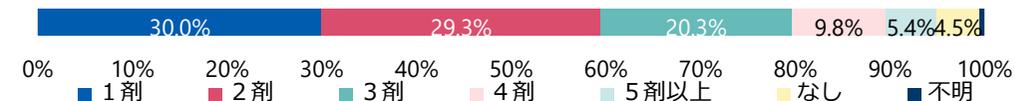
<直近1年間の受診先となった診療科>



(参考：年齢構成)



<てんかんの診断を有する方の投薬状況>



<自由記述、ヒアリング（抜粋）>

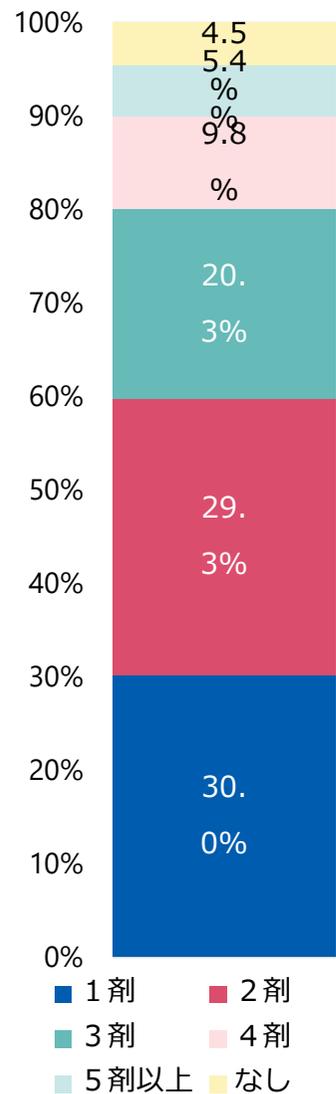
- 自分の意思を伝えることができず、職員の付き添いが必要
- 通院先が遠方であり、1人以上の施設職員が長時間必要となることが負担
- 重積状態の際に、受け入れ先の医療機関が見つからないことがある
- 投薬はしているものの、発作が治まっていないというケースが見受けられる
- 診療をしてくれる診療科が分かりにくい
- 小児科から移行する際、脳神経内科医が少ないと感じる
- てんかんの知識がなく、てんかんについて学びたい

- オンラインやWEB媒体の活用
 - WEB媒体を活用した情報発信や通院負担の軽減が望まれる

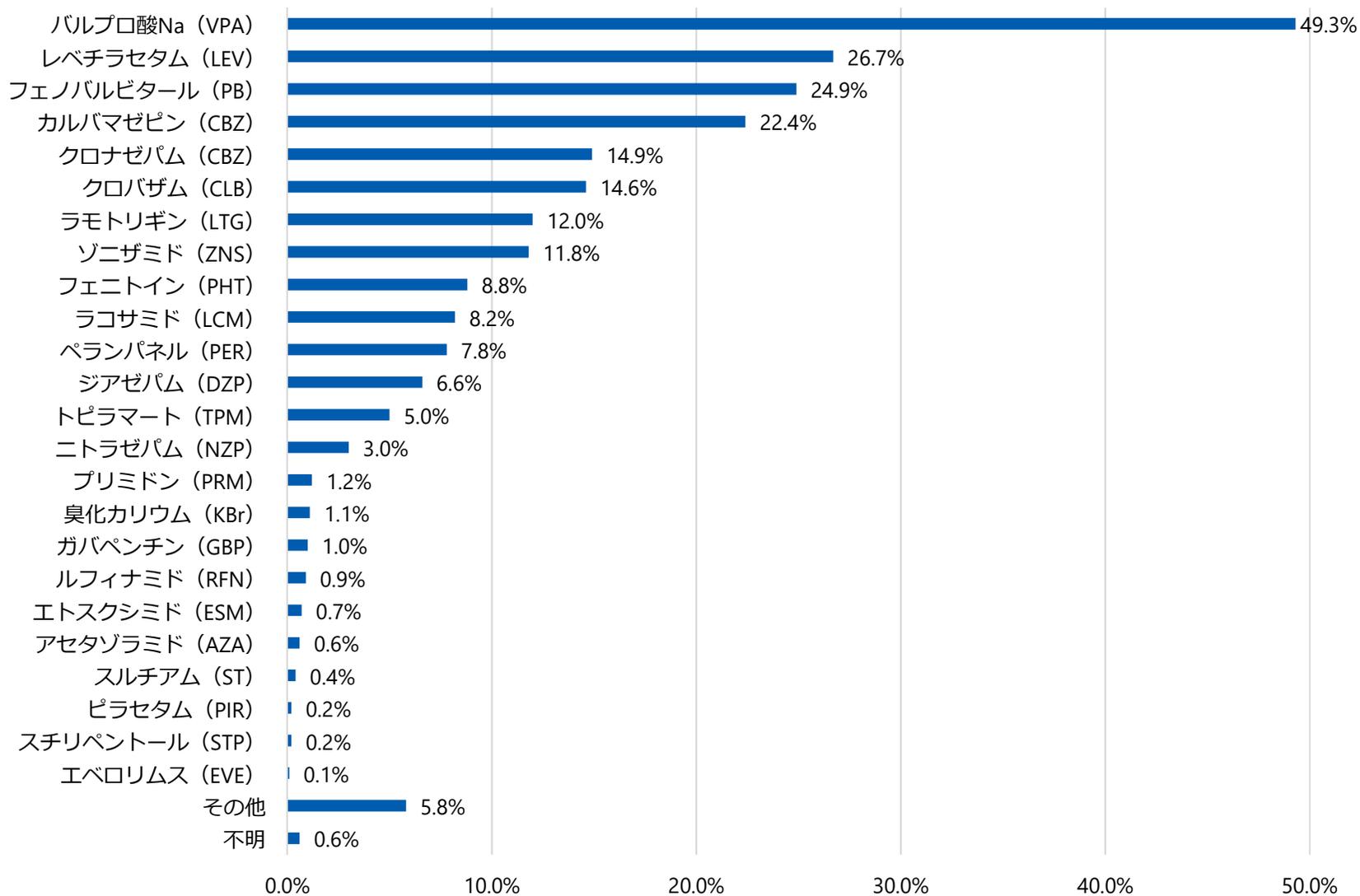
障害児入所施設における投薬状況

- てんかんと診断されている方のうち、抗てんかん薬の投与を受けている方は94.9%（30.0%が単剤）
- バルプロ酸ナトリウムの使用されている割合が最も多い（49.3%）

投薬状況（n=1915）



投薬の種類（複数回答、n=1824）



- 令和 4 年度 障害者総合福祉推進事業

てんかん診療と支援の実態及び地域連携の好事例に関する検討

てんかん診療を行っている病院に対して、治療実態に関する調査を行う。

てんかん診療体制の均てん化に資する、現状分析と課題の整理、今後の診療や連携、普及啓発に関する検討を行う。

【背景・目的】

- 我が国におけるてんかんを有している方は100万人と推計される一方で、必ずしも地域で専門的な医療に結びついていないと言われている。さらに精神科、脳神経内科・外科、小児科といった複数の診療科において診療が行われており、診療科間や地域内・地域間での連携が重要である。てんかん地域診療連携体制整備事業では、23道府県で「てんかん診療拠点病院」を指定しており（令和3年7月時点）、医療機関間や保健福祉領域との連携体制の拡充を図っている。
- 本事業では、てんかんの診療と連携の実態について調査を行い、連携に関する好事例を抽出することを目的とする。

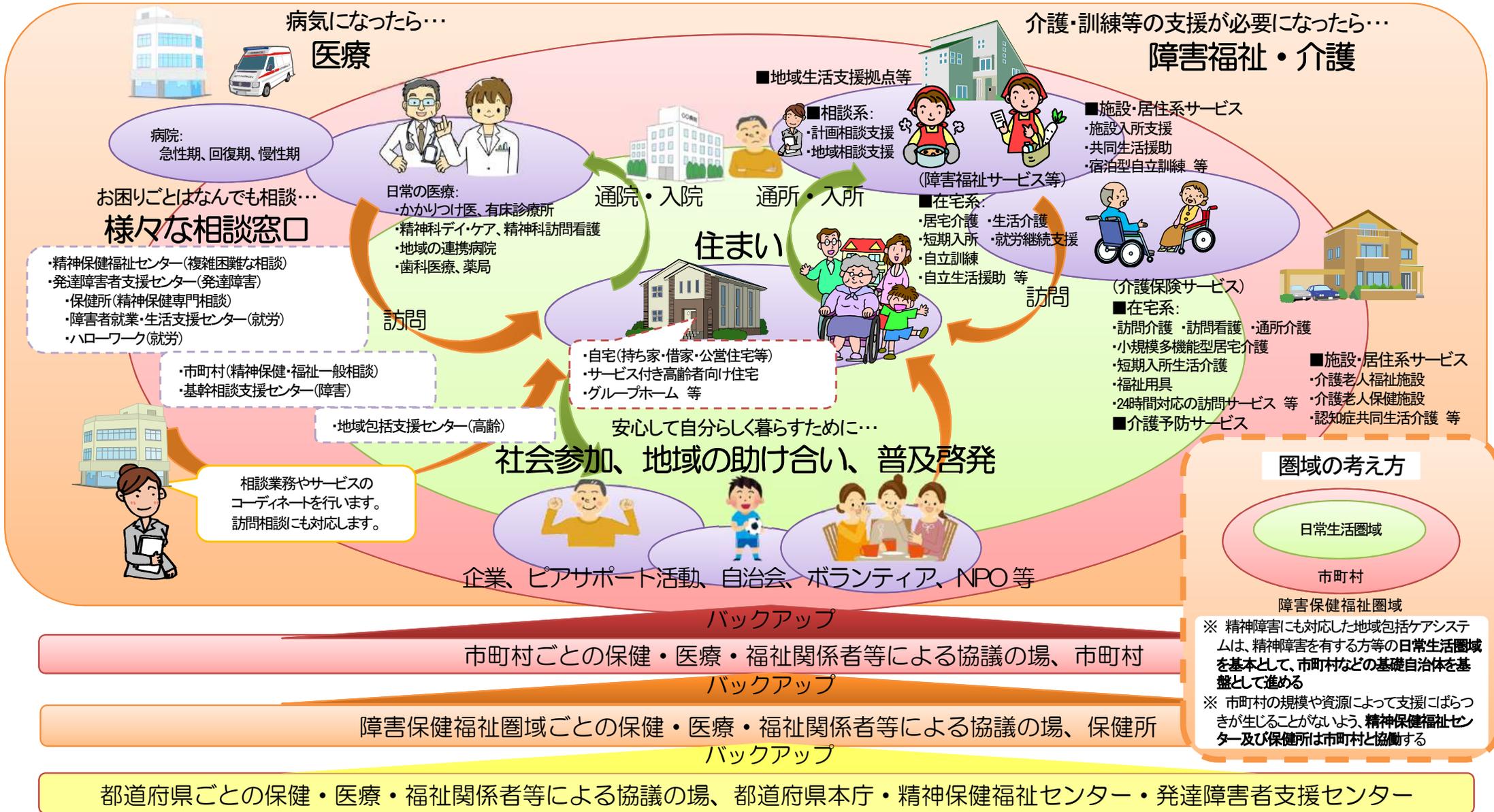
【求める成果物の活用方法】

- てんかん診療の実態と課題、連携の実態と連携に関する調査結果、及び好事例集が成果物となる。
- 本事業による成果を通じて、てんかん地域診療連携体制整備事業等の精神保健福祉施策へ反映する。

- 今後のてんかん対策

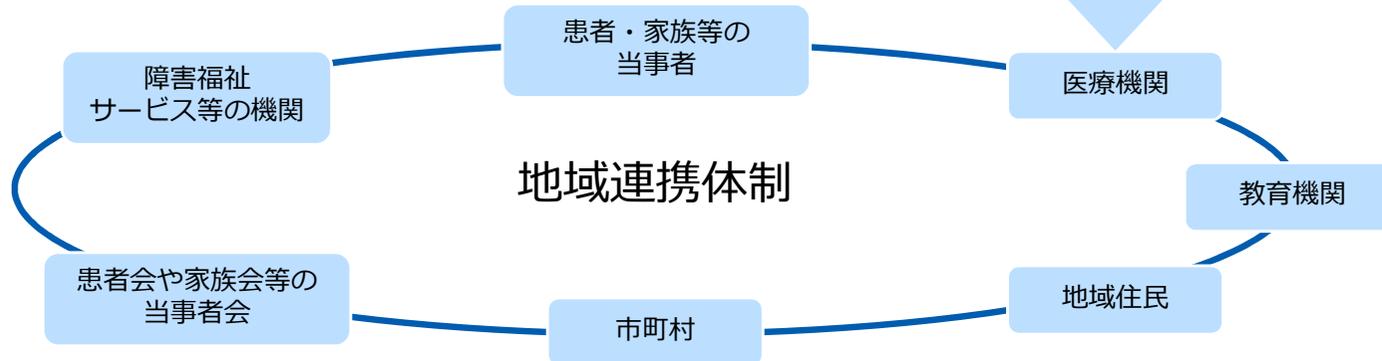
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があり、同システムは地域共生社会の実現に向かっていく上では欠かせないものである。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



今後のてんかん対策

地域での医療機関
連携・ネットワーク



- ・ 圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築

バックアップ

都道府県（精神保健福祉センター）
てんかん支援拠点病院

- ・ てんかん学会やてんかん協会と連携し、てんかん支援拠点病院の確保
- ・ 『てんかん地域診療連携体制整備事業』の予算確保
- ・ てんかん患者・家族が地域で安心して暮らせるよう関係団体と協力し、てんかんの正しい知識と理解を進める。

バックアップ

国
全国拠点（てんかん全国支援センター）

- ・ てんかん診療支援コーディネーター研修の実施
- ・ てんかんの治療を行っている医療機関の支援